

# 小倉地区防災計画



令和6年6月作成  
小倉地区防災会

令和6年7月修正

# 目次

## はじめに

### 1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 . . . . . 1
- (2) 地震・津波 . . . . . 2
- (3) 風水害 . . . . . 4
- (4) 内水 . . . . . 7
- (5) 土砂災害 . . . . . 8
- (6) ため池 . . . . . 10

### 2 防災活動

- (1) 小倉地区防災会規約 . . . . . 14
- (2) 平常時における防災活動 . . . . . 19
- (3) 中長期的な活動予定 . . . . . 20
- (4) 防災研修会の実施状況 . . . . . 21
- (5) 防災訓練の実施状況 . . . . . 22
- (6) その他の実施状況 . . . . . 23
- (7) 災害時における防災活動 . . . . . 24

### 3 資料編

- (1) 避難所・避難場所一覧 . . . . . 25
- (2) 自主避難所一覧 . . . . . 25
- (3) 福祉避難所一覧 . . . . . 25
- (4) 緊急時の連絡先・災害伝言ダイヤル . . . . . 26
- (5) 避難行動の考え方 . . . . . 27
- (6) 災害時の情報入手先 . . . . . 28
- (7) 小倉地区防災士資格取得数（補助金利用） . . . . . 29
- (8) 小倉地区防災資機材リスト . . . . . 29
- (9) 災害「備え」チェックリスト . . . . . 30
- (10) 南海トラフ地震臨時情報フロー図 . . . . . 31

# 1 地区の概要

## (1) 地区の特徴

### ① 地区の範囲

大垣内、金谷、上三毛、下三毛、新庄、吐前、東田中、満屋、小倉

### ② 地区の社会特性

・人口:7,616人      ・世帯数:3,235世帯  
(令和6年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

## (2) 地震・津波

### ① 防災マップ 津波

全域で浸水しない想定である。

# 防災マップ°地震・津波編 小倉を参照

[https://www.city.wakayama.wakayama.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/036/436/menu\\_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/23\\_jishin\\_map.pdf](https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/23_jishin_map.pdf)

図1 小倉地区防災マップ(津波)

### ③ 小倉地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	小倉地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の搜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

### (3) 風水害

#### ① 防災マップ 風水害編

地区内が広く浸水する想定である。

## 防災マップ°風水害編 小倉を参照

[https://www.city.wakayama.wakayama.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/049/769/menu\\_1/gyousei/sougo\\_bosai/bosaimap/page/fusuigai/23\\_fusuigai\\_map.pdf](https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/049/769/menu_1/gyousei/sougo_bosai/bosaimap/page/fusuigai/23_fusuigai_map.pdf)

図2 小倉地区防災マップ°(風水害)

## ② 小倉地区タイムライン（水害版）



警戒 レベル	気象庁が発表	行政	住民	小倉佐地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	近くの避難所や自宅の上階へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期警戒情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

### ③ 大雨時の避難行動

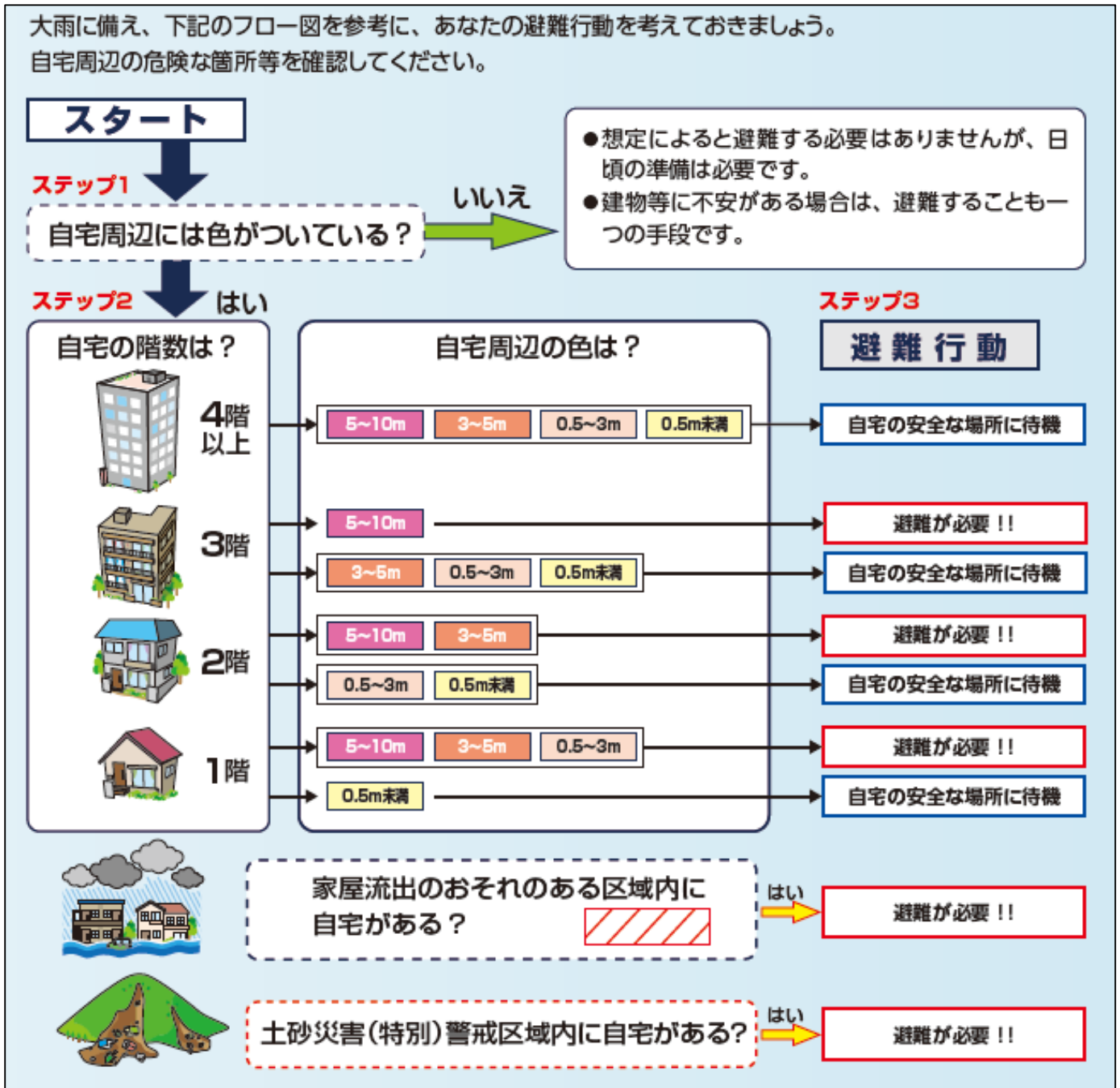


図3 大雨時の避難行動判断フロー図





# (5) 土砂災害

## 土砂災害ハザードマップ

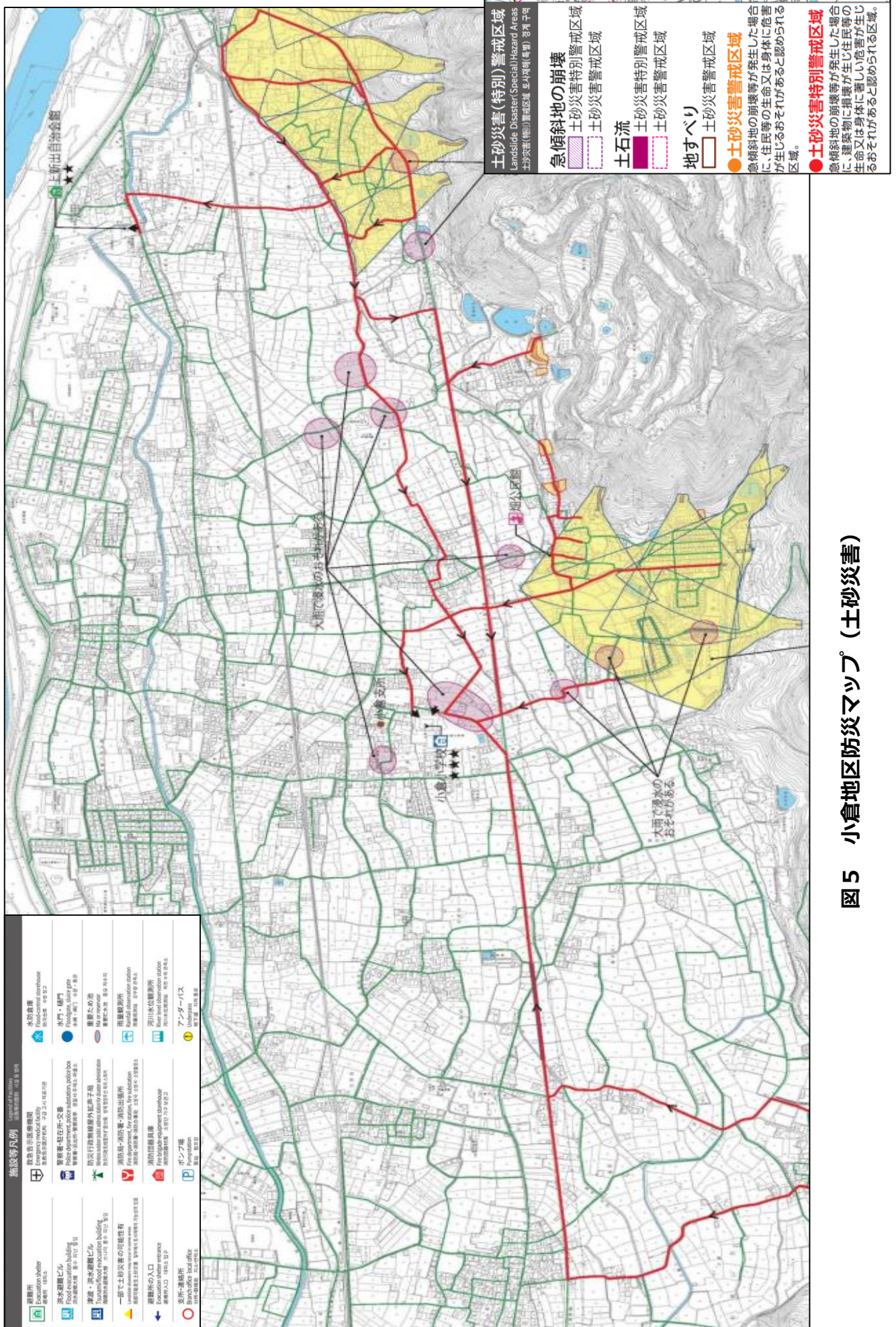


図5 小倉地区防災マップ(土砂災害)

#### ④ 土砂災害に備えた行動

あなたのとるべき行動は！

Actions you should take

你应当采取的行動! 당신이 취해야 할 행동은!

情報収集



警報発令

避難準備



避難開始



### 土砂災害の種類

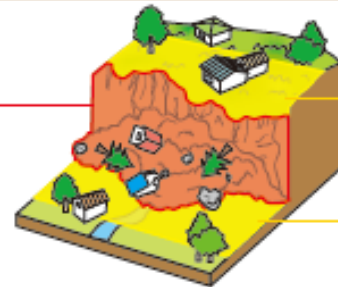


Types of landslide disasters 泥沙災害的种类 토사 재해의 종류

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

土砂災害特別警戒区域

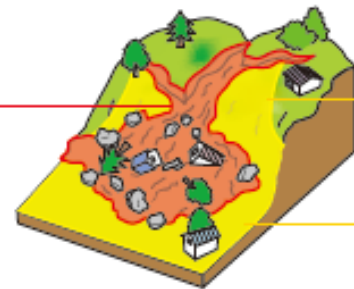


土砂災害警戒区域

地面にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

土石流

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

地すべり

土砂災害特別警戒区域

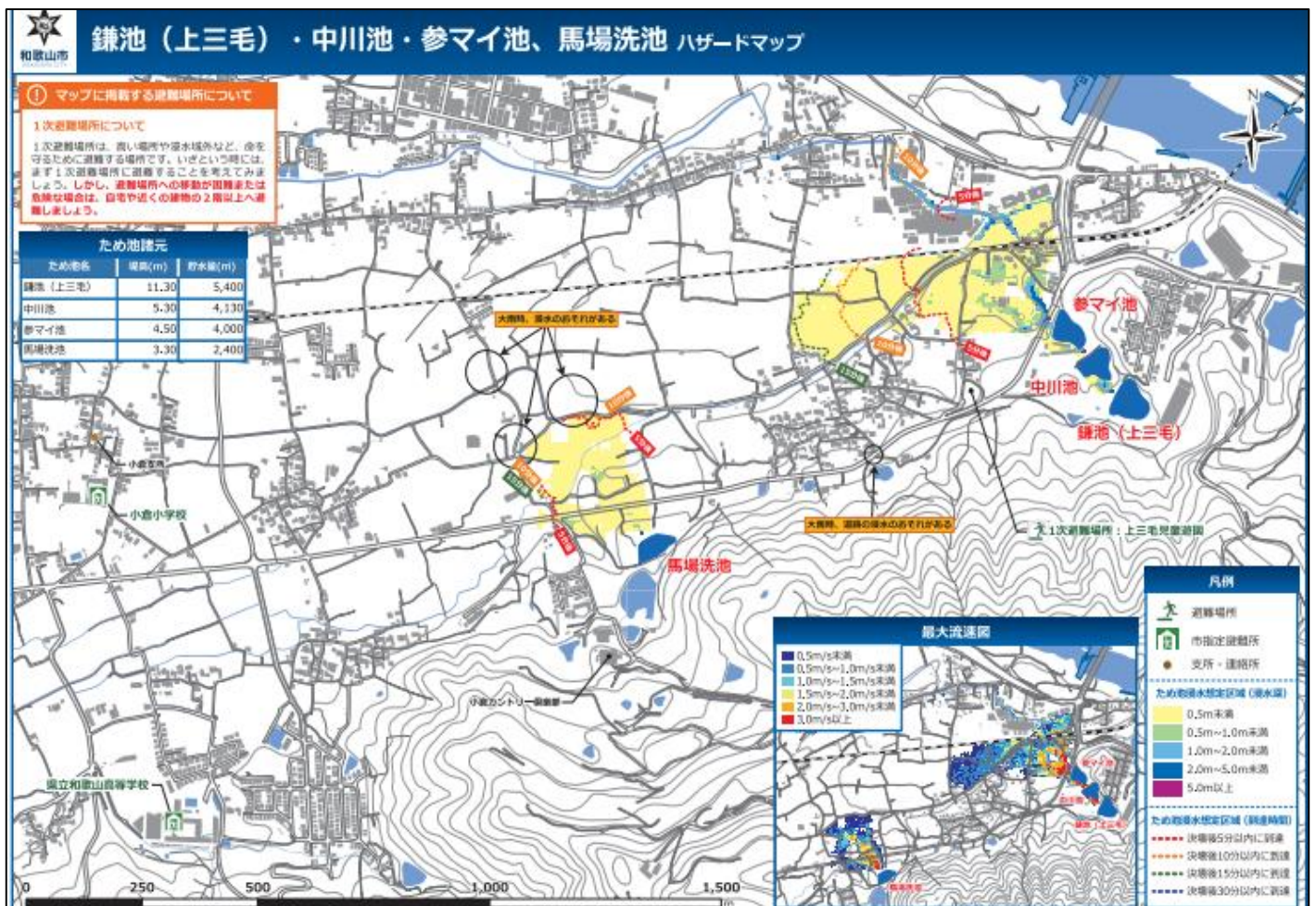
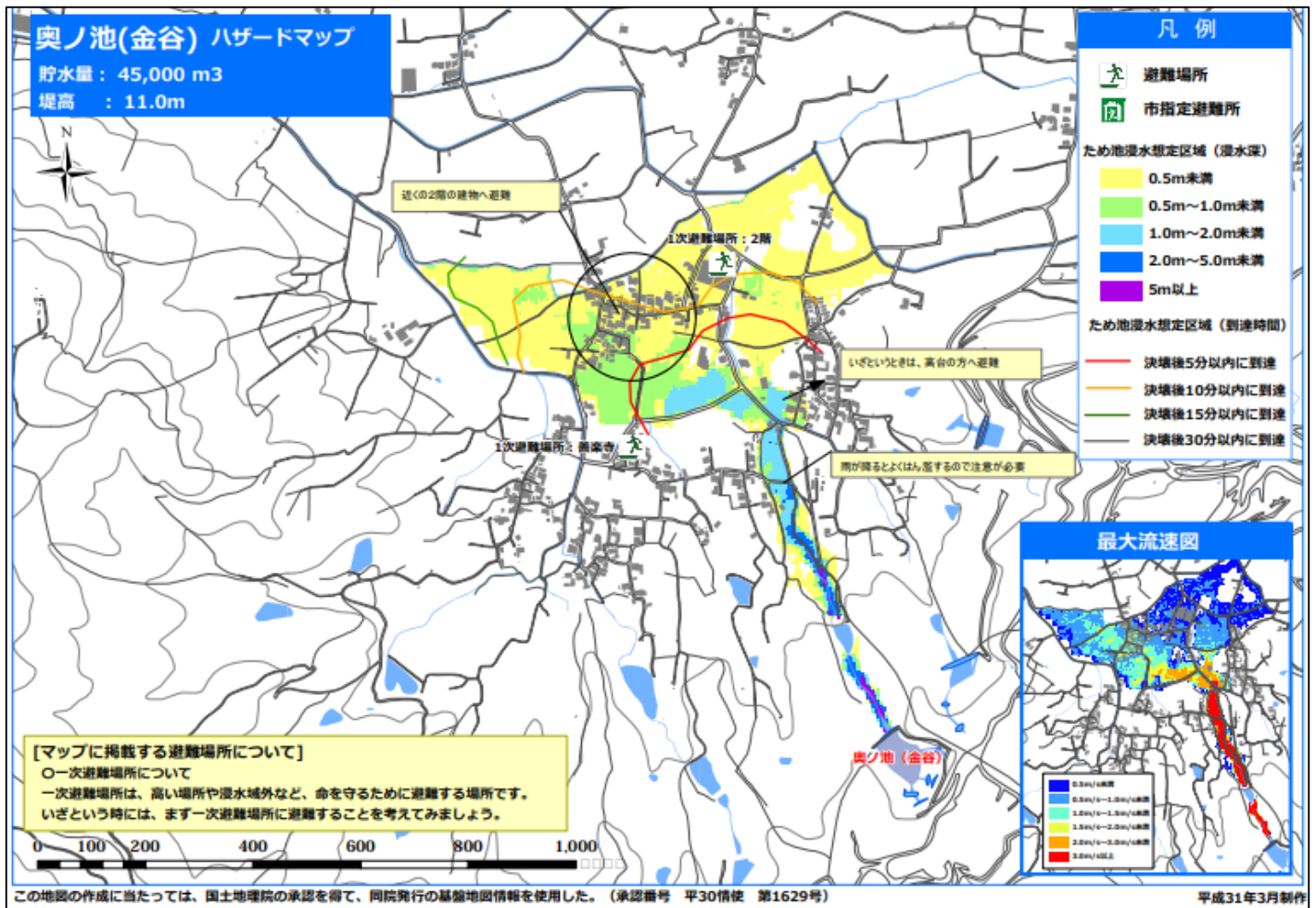


土砂災害警戒区域

大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものをいいます。

図6 とるべき行動と土砂災害の種類

# (6) ため池ハザードマップ

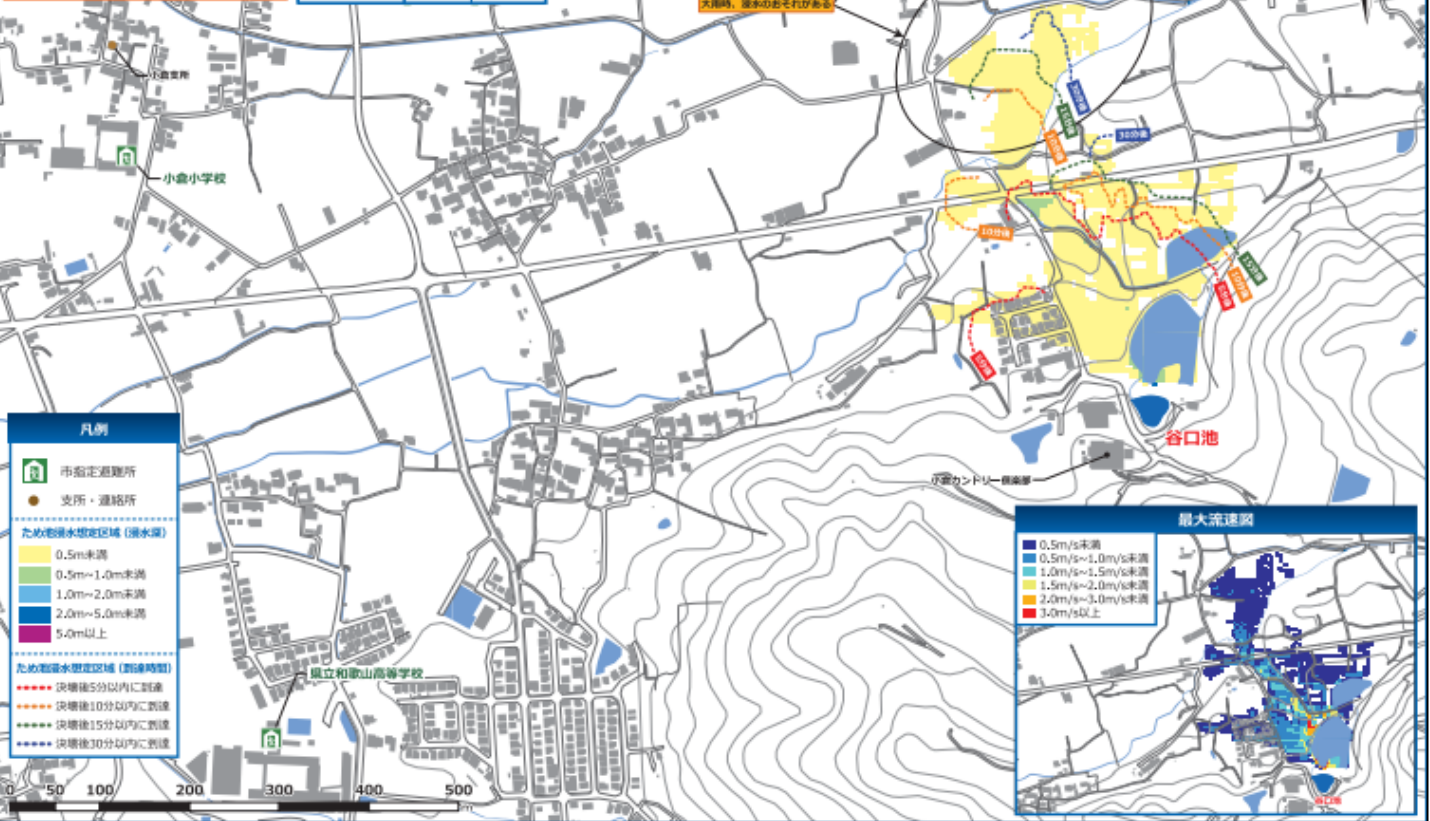




# 谷口池 ハザードマップ

① マップに掲載する避難場所について  
 付近に1次避難場所がない場合は、  
 自宅や近くの建物の2階以上へ避難しましょう。

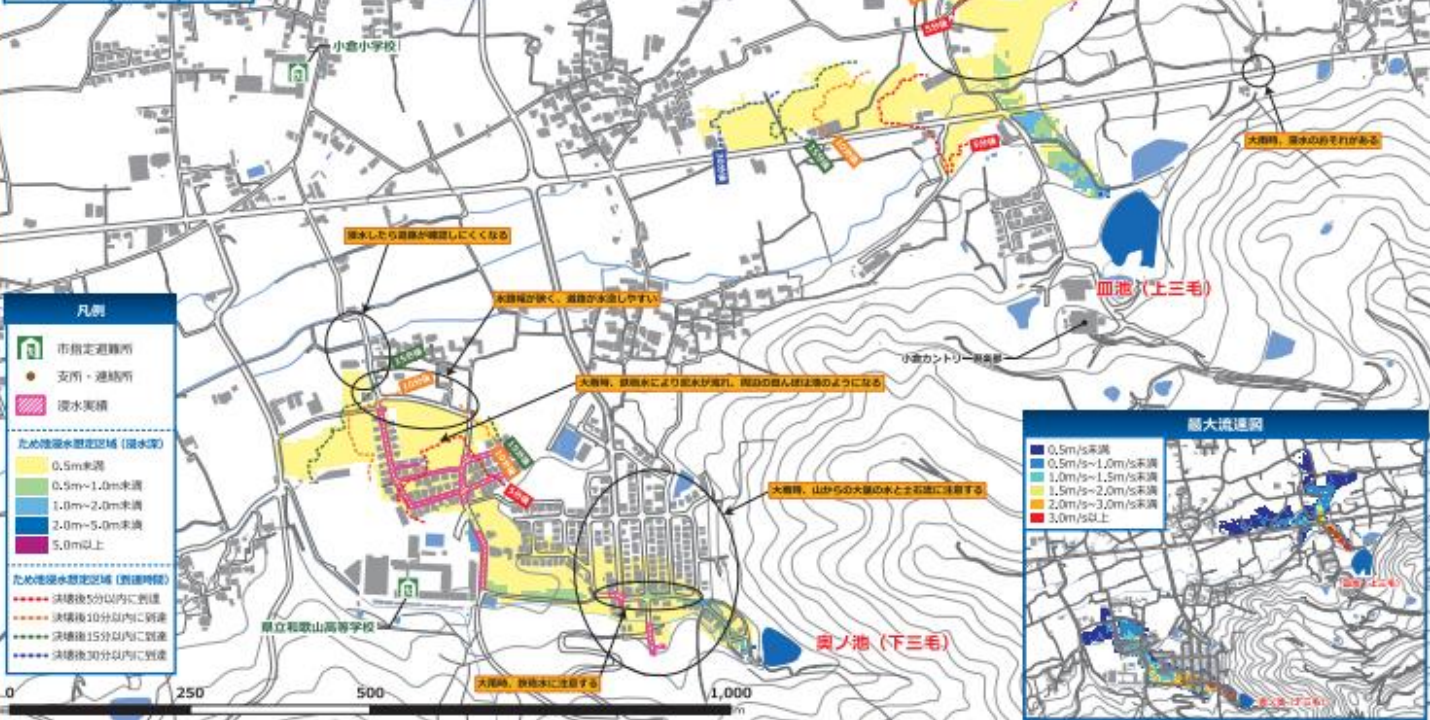
ため池諸元		
ため池名	堤高(m)	貯水量(m <sup>3</sup> )
谷口池	5.10	1,660

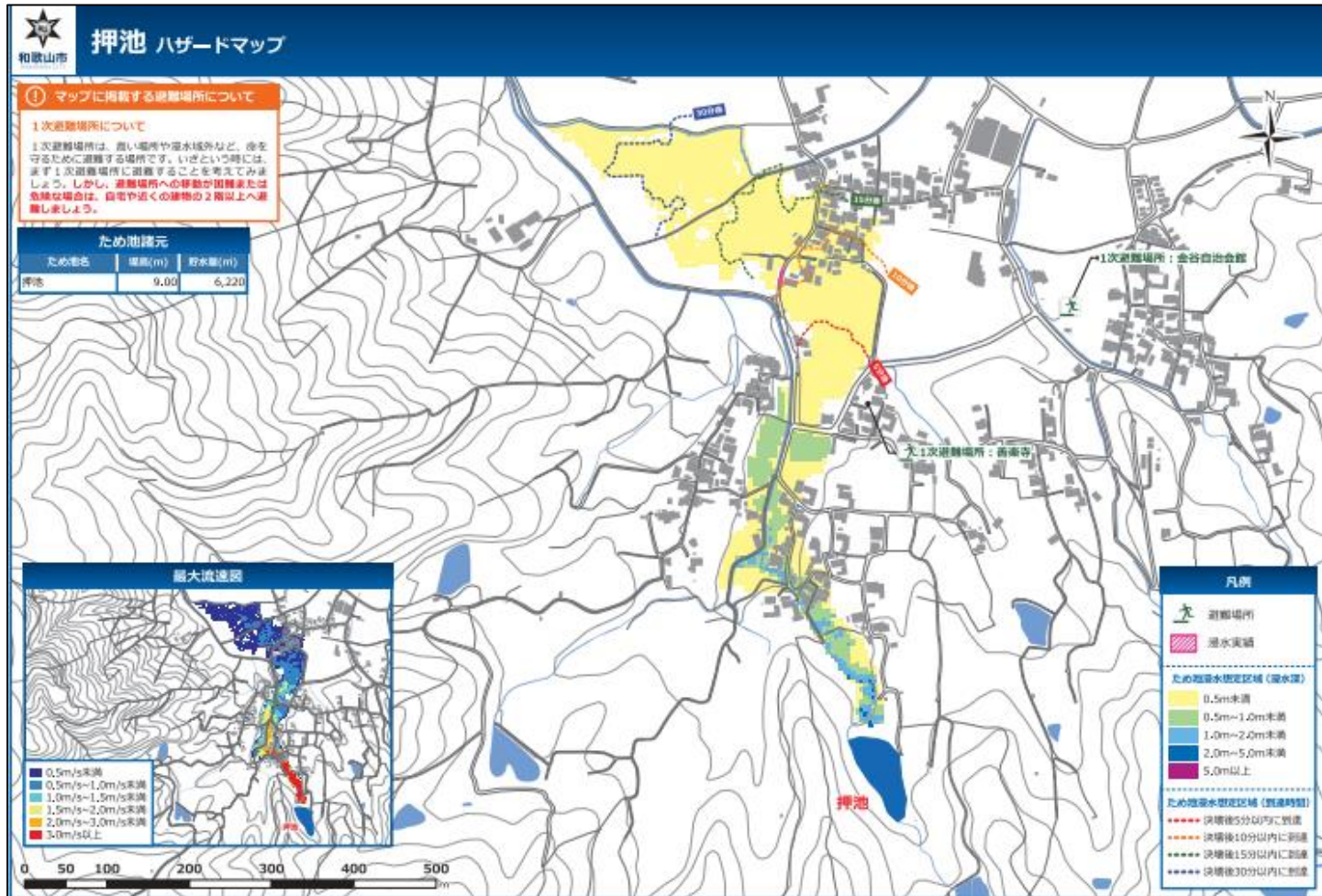
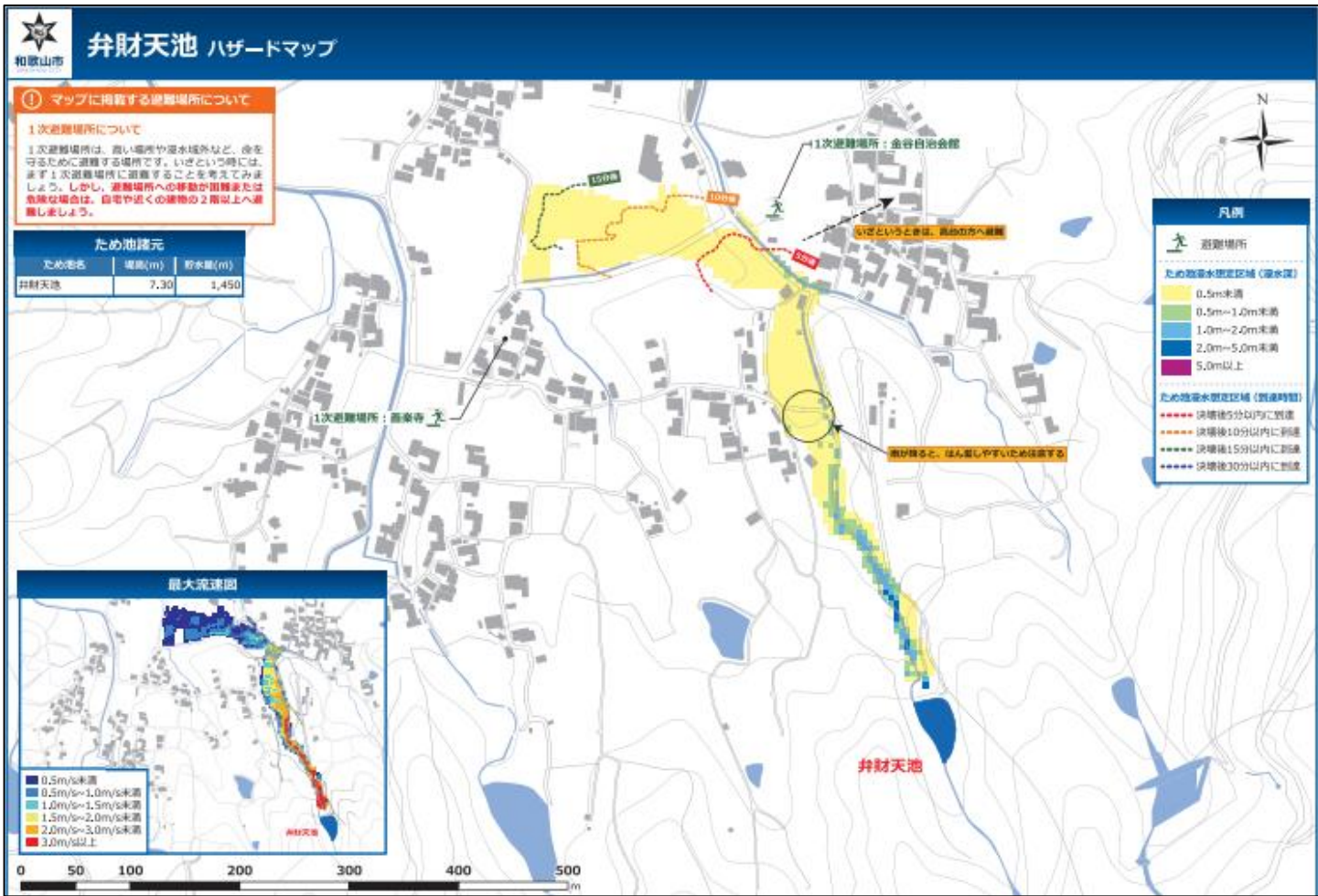


# 皿池（上三毛）、奥ノ池（下三毛） ハザードマップ

① マップに掲載する避難場所について  
 付近に1次避難場所がない場合は、  
 自宅や近くの建物の2階以上へ避難しましょう。

ため池諸元		
ため池名	堤高(m)	貯水量(m <sup>3</sup> )
皿池（上三毛）	3.70	5,900
奥ノ池（下三毛）	5.60	4,420

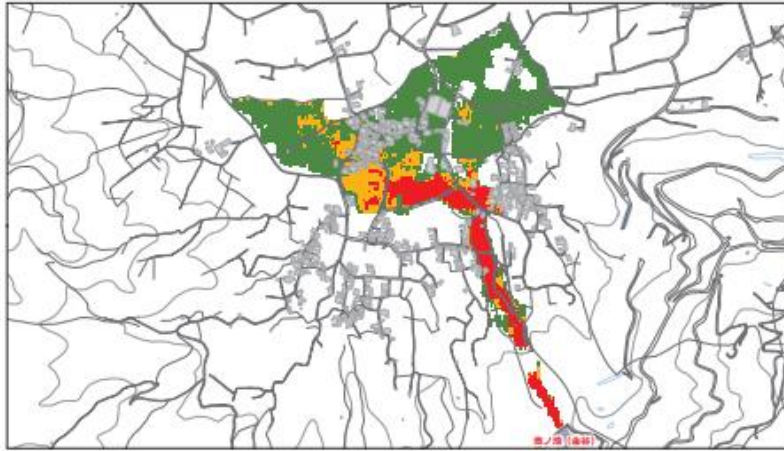




## ⑤ ため池はん濫注意点

### □ はん濫流の中の歩行の危険性

ため池からはん濫流が発生すると、浸水深が浅くても、流速がはやいと、いつも通り、歩くことが困難となる場合もあります。そのため、大雨時や、ため池決壊の前兆現象を確認したら、ため池が決壊する前に避難することを心がけましょう。



【歩行困難度】  
左の図は、ため池が決壊した場合の浸水深と流速の関係から、はん濫流が発生した場合の「歩行困難度」を示した図面です。

- 歩行不可能
- 歩行困難
- 歩行可能

### □ ため池決壊の前兆現象（こんな現象が発生したら危険）

#### 大雨時

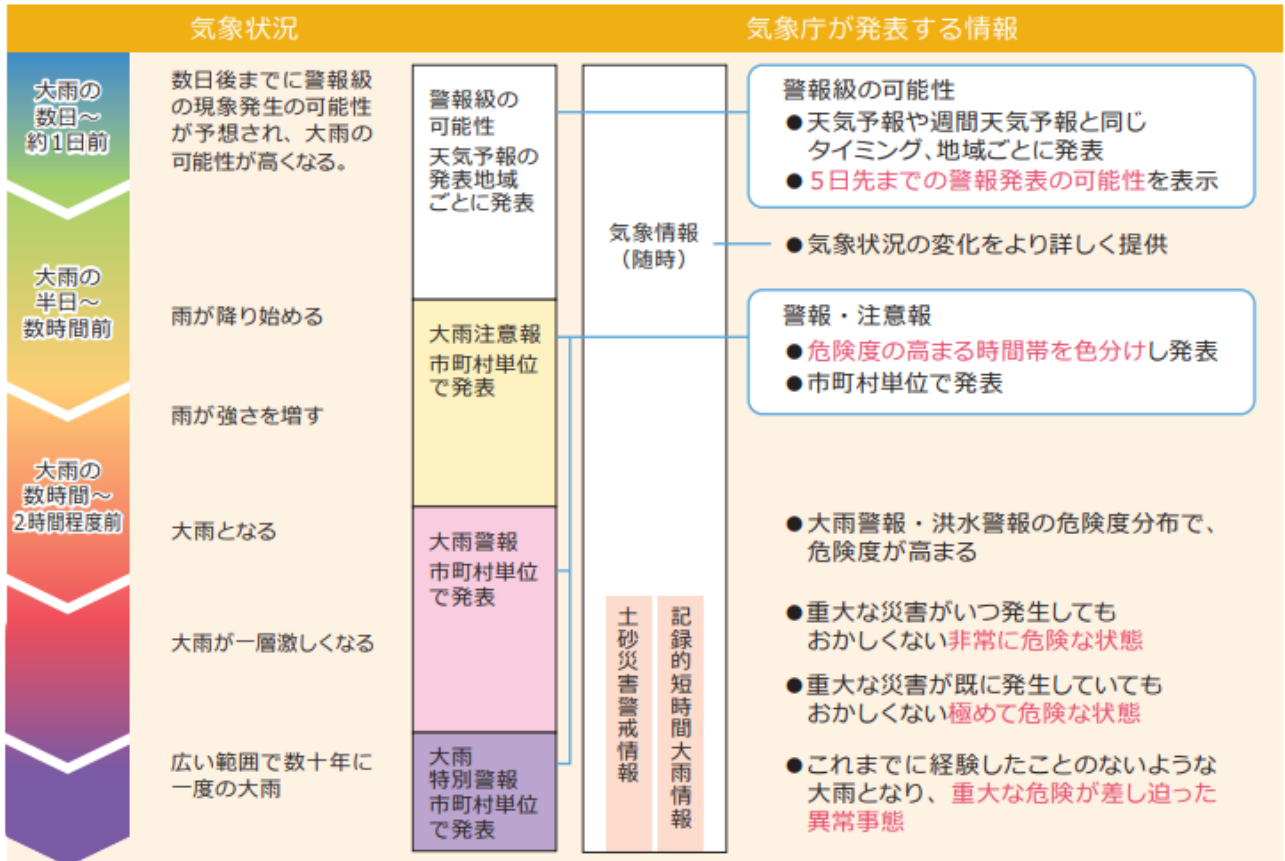
- 急激な水位上昇により、流水が堤体を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤体が陥没し、漏水が生じた場合

#### 地震時（震度4以上）

- 堤体の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

### □ 大雨・洪水に関する情報

#### ● 発表する情報と具体的な活用例 —— 大雨の場合



気象庁では気象警報・注意報に関する情報を公開しています ▶ <http://www.jma.go.jp/jp/warn/>

図7 ため池災害注意点

## 2 防災活動

### (1) 小倉地区防災会規約

#### (名 称)

第1条 この会は、小倉地区防災会(以下「防災会」という。)と称する。

#### (活動の拠点)

第2条 防災会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は、小倉支所とする。
- (2) 災害時は、原則として小倉支所若しくは小倉小学校とする。  
ただし、防災会長が必要と認めたときは、場所を指定するものとする。

#### (目 的)

第3条 防災会は、小倉地区における防災対策について、「自分達の町は、自分達で守る」という自覚・連帯感に基づき必要な事項を定め、地震・風水害等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

#### (防災会の構成)

第4条 防災会の構成は次のとおりとする。

- (1) 防災会は、地区内の単位自治会及び各種団体の集合体とする。
- (2) 防災会執行部を本部として、単位自治会を支部とする。なお、防災会執行部は、連合自治会役員及び防火防災委員長並びに各支部長と各種団体長で構成する。
- (3) 本部に総括部、情報部、消火・救急・救出・救護部、避難誘導部(避難所担当業務含む)、給食・給水・物資配分部を置く。  
なお、本部組織は、別表1とする。
- (4) 支部において、組織構成が困難な場合は、近隣自治会と統合・合併し、活動することができる。

#### (事 業)

第5条 防災会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (4) 災害発生時における情報の収集・伝達、要援護者の避難援助、応急救護、避難所の開設、毛布、食糧・飲料水の調達等、災害対応に関すること。

#### (会 員)

第6条 防災会の会員は、小倉地区にある世帯をもって構成する。



(役員)

第7条 防災会は、次の役員を置く。役員は、別表2のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防火防災委員長 1名
- (4) 防火防災委員 (単位自治会各1名)
- (5) 会計 1名
- (6) 監査役 2名

(役員任期)

第8条 役員任期は、防火防災委員は5年、その他の役員は3年とする。ただし再任は妨げない。

(役員責務)

第9条 会長は、防災会を代表し、地震等の災害発生時における応急活動の指揮をとる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- 3 部長は、担当部を代表し、地震等の災害発生時における担当部活動の指揮をとる。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を行う。
- 5 会計は、防災会の収支及び金銭の管理を行う。
- 6 監査役は、防災会の会計を監査する。

(会議)

第10条 防災会の会議は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、年1回小倉地区連合自治会各地区自治会長及び防火防災委員並びに各種団体長をもって開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 会長が会議の議長となり、議事を進行する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画及び活動)

第11条 防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

なお、各支部の防災会規約及び防災計画等については、各支部の状況に応じて、本部計画に準じて計画を行うものとする。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。
  - (3) 災害危険箇所の把握に関すること。
  - (4) 防災訓練の実施に関すること。

- (5) 地震等災害発生時における情報の収集・伝達、要援護者避難支援、避難誘導、初期消火、救出・救護、給食・給水・物資配分、避難所の管理・運営及び防災関係機関等必要な組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費経費)

第12条 経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回会計について監査を行う。ただし、必要ある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 会計監査は、会計の監査結果を総会に報告しなければならない。

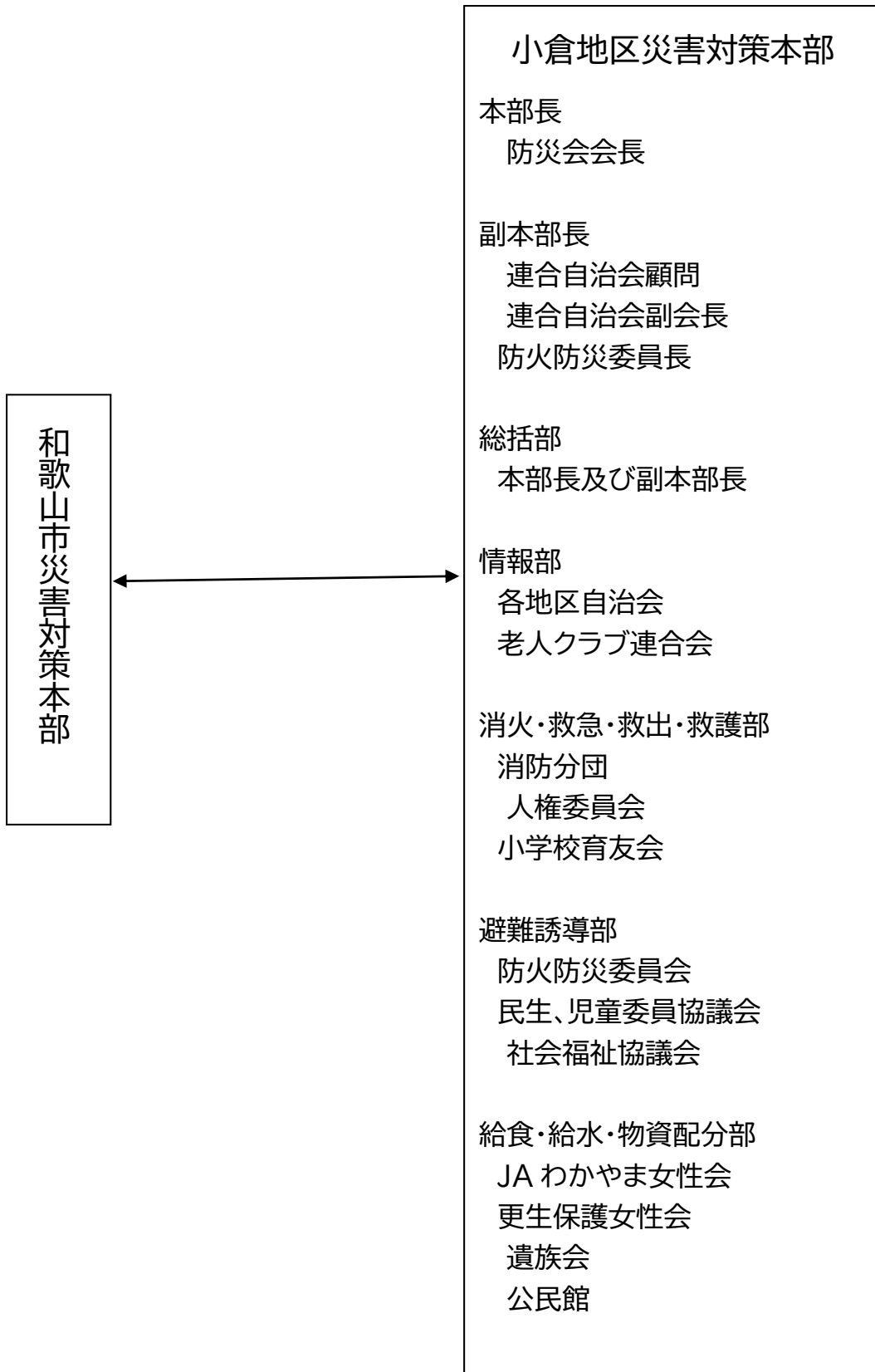
附 則

この規約は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

別表1(規約第4条3項関係)



別表2(規約第7条関係)  
防災会担当役員表

防災会役員名	職
会 長	・防災会長
相談役	・連合自治会顧問
副会長	・連合自治会副会長 ・防火防災委員長
部 長	・各地区自治会長 ・防火防災委員 ・消防分団長 ・社会福祉協議会長 ・民生児童委員協議会長 ・人権委員長 ・老人クラブ連合会長 ・公民館長 ・JAわかやま女性会長 ・更生保護女性会長 ・遺族会長 ・小学校育友会長
副部長	各種団体の副の職に在る者
会計	平常時の活動拠点を事務局とし, 事務局において会計処理を行う。
監査	防災会監査役

## (2) 平常時における防災活動

項目	具体的内容	実施時期
防災訓練	1 HUG(避難所運営ゲーム)を実施して避難所運営について理解を深める。 2 現地現物を利用した避難所レイアウト訓練を実施する。 3 避難所受付訓練などを実施する。	
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。	
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。</li> <li>・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。</li> </ul>	
安全点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の危険個所を確認するために、まち歩きを実施する。</li> <li>・防災資機材の定期点検を行う。</li> </ul>	
要配慮者支援体制の整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。	

### (3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容	達成目標・ 時期
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修(紀の国防災人づくり塾)へ参加する。	
災害時協力 井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。	
マイタイムラインの普及	風水害時の避難に備えマイタイムラインの作成支援を行う。 ※マイタイムラインとは、避難に備え「いつ」、「何をするのか」を時系列に沿って決めておく防災行動計画のことです。	
地区内各種団体との協力・ 連携	消防団や連絡所と災害時の役割を決めておく。	

## (5) 防災研修会の実施状況

項目	具体的内容	実施時期
防災研修会	防災講話 1 水害について                      4 避難所のマナーについて 2 避難について                      5 地区防災計画について 3 避難所運営について	6/28 小倉支所

#### (4) 防災訓練の実施状況

項目	具体的内容	実施時期
防災訓練	避難訓練(参加者約200人、訓練等活動事業費による購入品(アルファ化米(白米)300食、水500ml48本))	平成26年



## (6) その他の実施状況

項目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	毎年4月の 総会時

## (7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	会長(副会長)及び顧問は、各役員を招集し、応急対策の指揮を執る。
情報収集・伝達	・地区の被害状況を把握する。 ・災害が発生または危険が予想される場合、連絡網等を使用して住民に対して避難するように呼び掛ける。
現場活動	・地区で発生した火災の初期消火を行う。 ・被災者の救出・救護を行う。
避難誘導	避難者の避難誘導を行う。
要配慮者の支援	要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。
避難所の運営	・小倉小学校及び県立和歌山高等学校の避難所運営を行う。 ・避難所にて炊き出しを行う。 ・女性の避難者などへの声掛けを行う。

## 3 資料編

### (1) 避難所・避難場所一覧

区分	所在地(電話)	指定区分	避難先 安全レベル
小倉小学校	和歌山市新庄348 TEL 073-477-0455 FAX 073-477-4452	・ 避難所 ・ 避難場所	・ 洪水3 ・ 土砂3 ・ 津波3
県立和歌山 高等学校	和歌山市新庄188 TEL 073-477-3933 FAX 073-477-4928	・ 避難所 ・ 避難場所	・ 洪水3 ・ 土砂1 ・ 津波3
大垣内公園	和歌山市大垣内720-1	・ 避難場所	・ 津波3
東田中公園	和歌山市東田中160	・ 避難場所	・ 津波3

### (2) 自主避難所一覧

施設名	所在地
上新出自治会館	上山毛
金谷自治会館	金谷471

### (3) 福祉避難所一覧

施設名	所在地(電話)	受入対象者
小倉園	新庄388-1 TEL 073-477-4102 FAX 073-477-2261	・ 肢体不自由者

## (4) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル

### □ 緊急時の連絡先

行政機関	和歌山市消防局	073-422-0119	ライフライン	和歌山市企業局	073-435-1124
	和歌山県警察本部	073-423-0110		関西電力(株) 電気設備に関する お問合わせ(停電等)	0800-777-3081
	和歌山市耕地課	073-435-1051		西日本旅客鉄道(株) お客様センター	0570-00-2486
	和歌山市総合防災課	073-435-1199		【電話】会社名:	
公共医療機関				【ガス】会社名:	
			その他		

※【電話】・【ガス】は契約会社に確認して記入してください。

### □ 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間で、伝言の録音・再生をすることができます。

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。

伝言の録音	1 7 1 + 1 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→	録音
伝言の再生	1 7 1 + 2 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→	再生

# (5) 避難行動の考え方



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの?

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



## 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等

小・中学校  
公民館

## 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

## 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

ホテル  
旅館

## 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

——— 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

ここなら安全!

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)

流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります

※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

出典：「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)」(内閣府)  
([https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/))

## (6) 災害時の情報入手先

内 容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	
和歌山県防災ナビ 避難に役立つ機能を備えている。 ・ 避難先検索    ・ 避難カードの共有    ・ 家族の居場所確認 ・ ルートナビ    ・ 避難トレーニング    ・ 防災情報通知	

**(7) 小倉地区内防災士資格取得数(補助金使用)**

2人

**(8) 小倉地区防災資機材リスト**

物 品	数 量	保管(設置)場所
ヘルメット	40	
発電機	18	
テント	2	

## (9) 災害「備え」チェックリスト

### 【非常用持ち出し袋】

～ 避難の際に持ち出すもの ～



- いざというときに速やかな避難ができるように、必要最小限のものをリュックサックなどにまとめておきましょう。
- 家族構成を考えて他に必要なものがあれば用意しておきましょう。

飲料水・食料(最低1日分 飲料水/500mlペットボトル2本 食料(調理不要なもの/3食分)

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ヘルメット
- 衣類・下着
- レインウェア
- 懐中電灯
- マッチ・ろうそく
- 携帯トイレ
- ビニール袋
- 予備電池
- 軍手
- 救急用品(絆創膏等)
- 洗面用具
- 携帯ラジオ
- 携帯充電器
- タオル
- アルミブランケット
- 筆記具
- ホイッスル
- 緊急連絡先カード

《感染症対策にも有効です!!》

- マスク
- 体温計
- 消毒用アルコール
- ウエットティッシュ
- ハンドソープ

【子供がいる家庭の備え】

- ミルク
- 哺乳瓶
- 離乳食
- 子供用紙おむつ
- 携帯用お尻洗浄機
- おしりふき
- 子供の靴
- 抱っこひも
- 携帯カトラリー
- ネックライト
- 衣類

【女性の備え】

- 生理用品
- おりものシート
- サニタリーショーツ
- 中身の見えないごみ袋
- 防犯ブザー
- ポンチョ (携帯トイレ用)

《一緒に持出しましょう!!》

- 現金
- 通帳
- 免許証
- 健康保険証
- パスポート
- マイナンバーカード
- 常備薬
- お薬手帳
- 健康の維持管理上必要なもの

### 【非常備蓄品】

～自宅に備えておくもの～

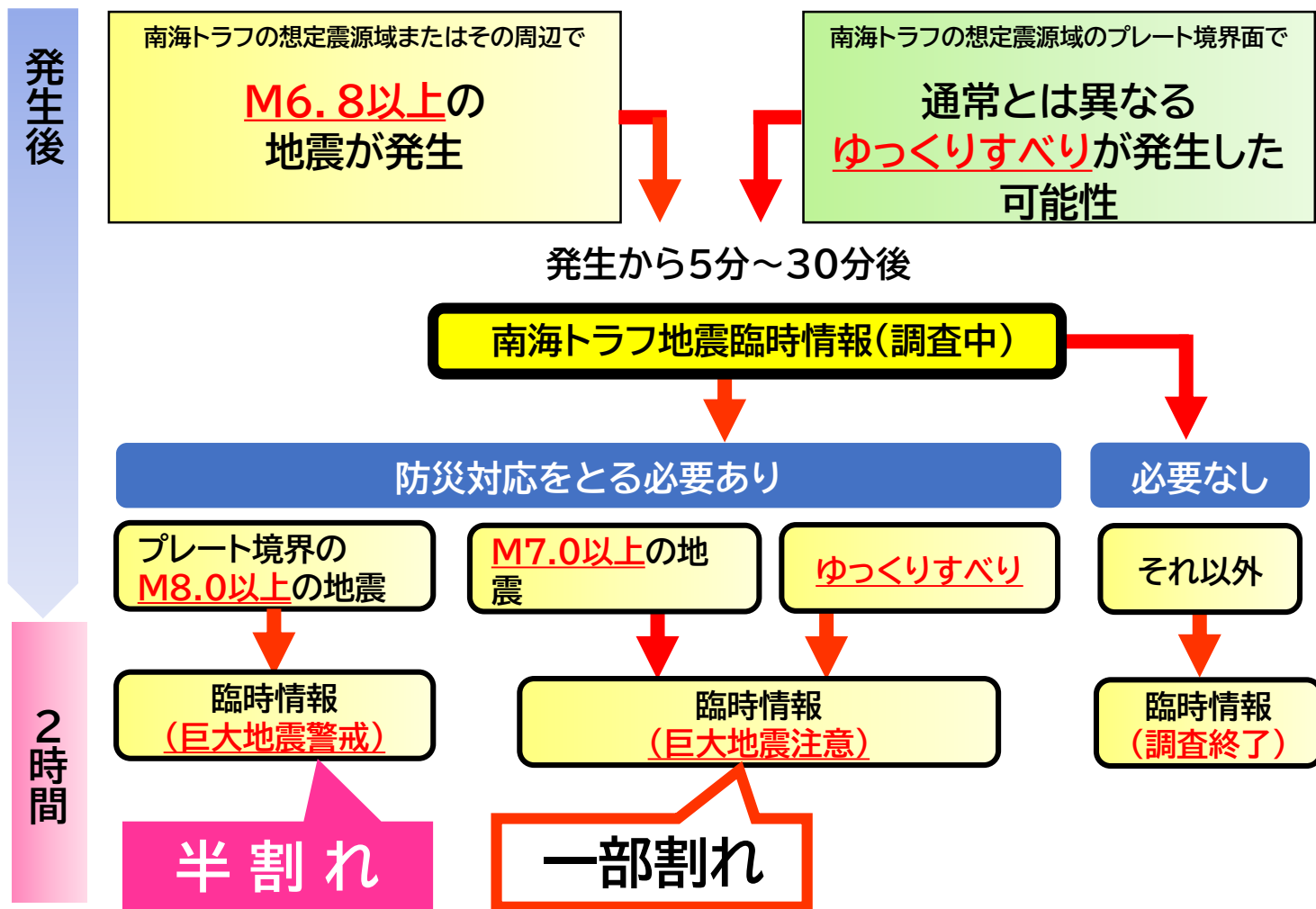
- 非常備蓄品として、飲料水・食料、その他生活用品を自宅に備えておきましょう。
- 7日間分を目安に備えましょう。

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- 毛布
- ラップ
- 簡易トイレ
- トイレットペーパー
- カセットコンロ
- ウエットティッシュ
- ポリタンク
- ビニール袋(大・中・小) 等





(10) 南海トラフ地震臨時情報フロー図



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
～1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えの再確認</li> <li>事前避難の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えの再確認</li> </ul>	
～2週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えの再確認</li> </ul>		
2週間～	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

日頃からの備えのポイント！

- ・防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)